

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会 様

群馬県県土整備部砂防課長 石坂 聡



「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく
土砂災害警戒区域等の追加指定について（通知）

このことについて、同法第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、令和3年3月29日群馬県告示第85号により土砂災害警戒区域等に指定していた土地に加え、指定の必要な区域を追加指定しましたので、貴会員への周知をお願いします。併せて、土砂災害警戒区域等に係る宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明義務につきましても、周知をお願いいたします。

記

1 既指定区域

市町村	土砂災害 警戒区域数	土砂災害 特別警戒区域数	告 示 番 号 等
安中市	546	471	令和3年3月29日 群馬県告示第85号

2 追加指定区域

市町村	土砂災害 警戒区域数	土砂災害 特別警戒区域数	告 示 番 号 等
安中市	3	2	令和5年4月28日 群馬県告示第142号

3 公示事項を記載した図書

次のとおり、群馬県ホームページからご確認ください。

- (1) 群馬県報（令和5年4月28日群馬県告示第142号）

トップページ>県政情報・DX・県の計画>例規・統計・様式>群馬県法規、群馬県報、現代群馬県政史のことなら>群馬県報
(<https://www.pref.gunma.jp/page/199453.html>)

- (2) 土砂災害警戒区域等指定図面（安中市）

トップページ>しごと・産業・農林・土木>社会基盤>土砂災害対策のことなら>土砂災害警戒区域等
(<https://www.pref.gunma.jp/page/204372.html>)

4 規制の概要

- (1) 土砂災害防止法第10条による特定開発行為の規制
(2) 都市計画法第33条第1項第8号による開発行為の制限
(3) 建築基準法第20条（施行令第80条の3）による建築物の構造規制
(4) 宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明



事務担当：砂防管理係 須永
電 話：027-226-3631